

契約歯科医院 「診療所歯科健診」について

- 実施期間 通年
- 対 象 被保険者、被扶養者（2回/年度）
- 健診料金 無料
- 健診項目

※年齢は、受診年度の満年齢

健診項目		内容
口腔診査		歯及び歯列、咬合、歯周組織、口腔軟組織の審査
口腔衛生指導		むし歯、歯周病疾患の予防法、ブラッシング指導、食事・生活指導
オプション (歯科医師が 必要と認めた 場合のみ)	歯面清掃	軽度歯石除去 対象年齢：原則、16歳以上※
	フッ素塗布	対象部位：全顎 対象年齢：原則、15歳以下※
	歯ブラシ	—

●歯科健診の受診方法

- ①歯科健診は、デンソー健康保険組合が契約する歯科医院で受診してください。受診される際は、必ず事前に「デンソー健保の歯科健診」と予約をして受診してください。
- ②受診当日は、健康保険証をご持参ください。
- ③健診終了後、健診結果として歯科健診票をお渡しします。
- ④窓口での健診料金の徴収はありません。

☆初めて歯科健診を受診する際は、本用紙をご持参いただくことを、お勧めいたします。

【問い合わせ先】デンソー健康保険組合：外線 TEL0566-25-9623

Email: kenpo_jigyous@jp.denso.com

■契約歯科医療機関様へ

- 歯科健診表、請求書は、デンソー健康保険組合までお電話いただければ送付いたします。
- 健診終了後、受診者の方に『歯科健診表4枚目』をお渡しください。
- 歯科健診表1・2枚目と請求書を、翌月10日までにデンソー健康保険組合へご送付ください。
- 治療に移行する場合は、受診者に、その旨を説明し、同意を得てから治療を行ってください。

デンソー健康保険組合

〒448-8661 愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地（株デンソー本社内 〒1130）

TEL0566-25-9623